

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	金下建設株式会社
【英訳名】	The Kaneshita Construction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金下 昌司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	京都府宮津市字須津471番地の1
【縦覧に供する場所】	金下建設株式会社大阪支店 （大阪市北区西天満4丁目3番25号） 金下建設株式会社兵庫支店 （兵庫県豊岡市三坂町5番28号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長金下昌司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社（司建設㈱、㈱和田組）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、売上高が事業活動の成果を図る指標として適切であるとの判断により、内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際の指標とし、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2以上を占める当社を「重要な事業拠点」として選定しております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、連結子会社2社は収益認識に見積りの要素を含み、重要な虚偽記載が生じる可能性が相対的に高いことを考慮し、売上高等の勘定科目に係る業務プロセスの評価範囲に追加しております。また、見積りや予測を伴う重要な勘定科目として引当金及び税効果会計等に係る当社の業務プロセスを評価範囲に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。